



# 大牟田市学校教育振興プラン 2024～2028

＜第3期大牟田市教育振興基本計画＞

大牟田市教育委員会

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの達成を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本プランに掲げる施策・事業は、SDGsの17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」をはじめとする関連する目標の実現に資するものです。大牟田市教育委員会は、教育施策を着実に実施し、児童生徒が持続可能な社会の創り手になるために必要な資質・能力を育むことを通して、SDGsの達成に貢献することを目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## はじめに

近年、少子高齢化・人口減少の一層の進行や、グローバル化の進展、また、新型コロナウイルスの感染拡大、国際情勢の不安定化など、予測困難な時代を象徴するような状況が生じています。さらには、ICTの発展に伴い、AI（人工知能）やデジタルトランスフォーメーション（DX）など、教育にも大きな影響を及ぼす可能性のある技術革新の波が押し寄せています。

また、令和2年度から施行された現行の学習指導要領の前文及び総則には、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科等においても関連する内容が盛り込まれています。さらに、国が令和5年6月に策定した第4期教育振興基本計画には、総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上」の2つが掲げられ、その下に、様々な基本方針や施策が定められています。

このような中、大牟田市教育委員会は、本市の教育の基本理念や基本方針を定めた「大牟田市学校教育振興プラン2024～2028 <第3期大牟田市教育振興基本計画>」（以下「本プラン」といいます。）を策定しました。本プランは、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間を見据え、本市が目指す児童生徒の姿を明らかにするとともに、その実現のために取り組む施策を示しています。

予測困難な時代にあっても、郷土大牟田で学ぶ児童生徒が、将来、自立的に生きるための基礎を身に付け、持続可能な社会の創り手として、地域や社会と関わりながら、よりよい人生を送ることができるよう、本プランに示す施策を着実に推進していきます。

令和6年3月

大牟田市教育委員会

※ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。（国の第4期教育振興基本計画から）

## 目 次

趣旨	1
1 位置付け	
2 対象	
3 期間	
現況と課題	2
基本理念	3
基本方針	3
基本方針に係る成果指標	4
取り組む施策	
施策体系図	5
【基本施策Ⅰ】社会的自立の基盤となる資質や能力の育成	6
【主要施策1】確かな学力の育成	6
【主要施策2】豊かな心の育成	7
【主要施策3】健やかな体の育成	7
【主要施策4】主体的に社会の形成に参画する態度の育成	7
【基本施策Ⅱ】安心して学べる学校づくり	8
【主要施策1】誰一人取り残さない学びの保障	8
【主要施策2】特別支援教育の推進	8
【基本施策Ⅲ】地域とともにある学校づくり	9
【主要施策1】地域の力を活かした学校運営の推進	9
【主要施策2】学校・家庭・地域の連携	9
【基本施策Ⅳ】学校教育環境の充実	10
【主要施策1】学校再編整備の推進	10
【主要施策2】学校施設・設備の整備	10
【基本施策Ⅴ】人権に関する教育・啓発の推進	11
【主要施策1】人権・同和教育の推進	11
主要施策の成果指標一覧	12
進捗管理	13

## 趣 旨

### 1 位置付け

教育基本法の定めるところにより、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、当該地方公共団体の実情を踏まえ、教育の振興に関する基本的な計画の策定に努めることとされています(同法第17条第2項)。本プランは、本市教育の一層の振興を図るため、法の定める地方版の教育振興基本計画として位置付けるものです。

また、本市では、令和6年度から15年度までの本市のまちづくりの指針となる総合計画「大牟田市まちづくり総合プラン」を策定するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」といいます。)の定めるところにより、令和6年度から15年度までの本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「大牟田市教育の振興に関する大綱」(以下「教育大綱」といいます。)を策定したところであり、本プランは、これらを踏まえて策定しています。

なお、「大牟田市まちづくり総合プラン」は、期間の中間の5年目に必要な見直しを行うこととなっています。

### 2 対象

本プランは、地教行法に定める教育に関する事務のうち、本市教育委員会が直接管理し、及び執行するものを対象とします。

### 3 期間

前記のように、「大牟田市まちづくり総合プラン」が期間の中間の5年目に必要な見直しを行うこととなっていること等から、本プランの期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。

## 現況と課題

- 近年の全国学力・学習状況調査の結果から見た本市の児童生徒の学力は、課題があることから、個々の学力の実態に応じた指導を行い、学力の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲を高めていく必要があります。
- 不登校児童生徒は、近年、増加傾向にあることから、教育相談体制の拡充等を進めてきました。今後も、児童生徒とその保護者等に寄り添った相談対応や関係機関とのネットワークを活用した支援を一層充実させる必要があります。
- 全ての中学校区に小中一貫教育制度の導入を進めています。令和5年度に制度を導入した宮原中学校区では、学力向上や中1ギャップの解消などの効果も見られています。今後、各中学校区への制度導入後は、学習指導や生徒指導などの面で導入効果の検証等を丁寧に行いながら、教育活動の充実を図る必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携し、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成に取り組んできました。また、中学校区単位でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めており、地域学校協働活動との一体的な推進を図りながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する必要があります。
- 各学校は、ユネスコスクールとして、10年以上にわたり、持続可能な開発のための教育（ESD）を実践してきました。引き続き、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動できる児童生徒を育成していく必要があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、特に小学校の小規模化が進行しており、適正規模・適正配置の観点から小学校の再編を進めるなど、より望ましい教育環境を整備する必要があります。
- 学校再編との整合を図りながら、学校施設の長寿命化改修、空調設備設置等を進めています。今後は、安全・安心かつ環境にも配慮した学校施設の整備に取り組む必要があります。
- 教職員の資質・能力の向上や指導体制の充実を図るため、教育課程の見直し等を行ってきました。今後も、教職員が本来の業務に専念できるよう、ICTの活用などにより、学校運営の一層の見直しを進める必要があります。
- 平成28年には、部落差別解消推進法など人権に関する、いわゆる人権3法が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。

## 基本理念

「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立ち、本市の学校教育は、持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成を目指すとともに、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図ります。

## 基本方針

### 持続可能な社会を創る「おおむたっ子」の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの実現

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるための基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成します。

また、日本社会に根差したウェルビーイングの実現のため、自尊感情や自己効力感を高めるとともに、「幸福感」や「協働性」「多様性への理解」「心身の健康」などの要素を向上させることが重要です。

そのため、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、ICTの活用などにより「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させます。さらに、児童生徒が安全安心で豊かな学びを実現できるよう、地域とともにある学校づくりに取り組み、教育環境を充実させます。

#### 目指す児童生徒の姿 「おおむたっ子」

**おお**

大きな夢を抱き未来を創る児童生徒

**む**

難しいことにもねばり強く取り組む児童生徒

**た**

たくましい心と体を備えた児童生徒

## 基本方針に係る成果指標

### 指標名

将来の夢や目標に向けて頑張っていきたいという中学3年生の割合

### 指標の概要

本市での9か年の義務教育を終えようとしている中学3年生のうち、将来の夢や目標に向けて頑張っていきたいという生徒がどの程度いるかによって測ります。

具体的には、中学3年生全員へのアンケート調査を行うこととします。

### 現状値と目標値

現状値 (令和4年度)		目標値 (令和10年度)
<b>83.1%</b>	⇒	<b>85.0%以上</b> (毎年度維持)

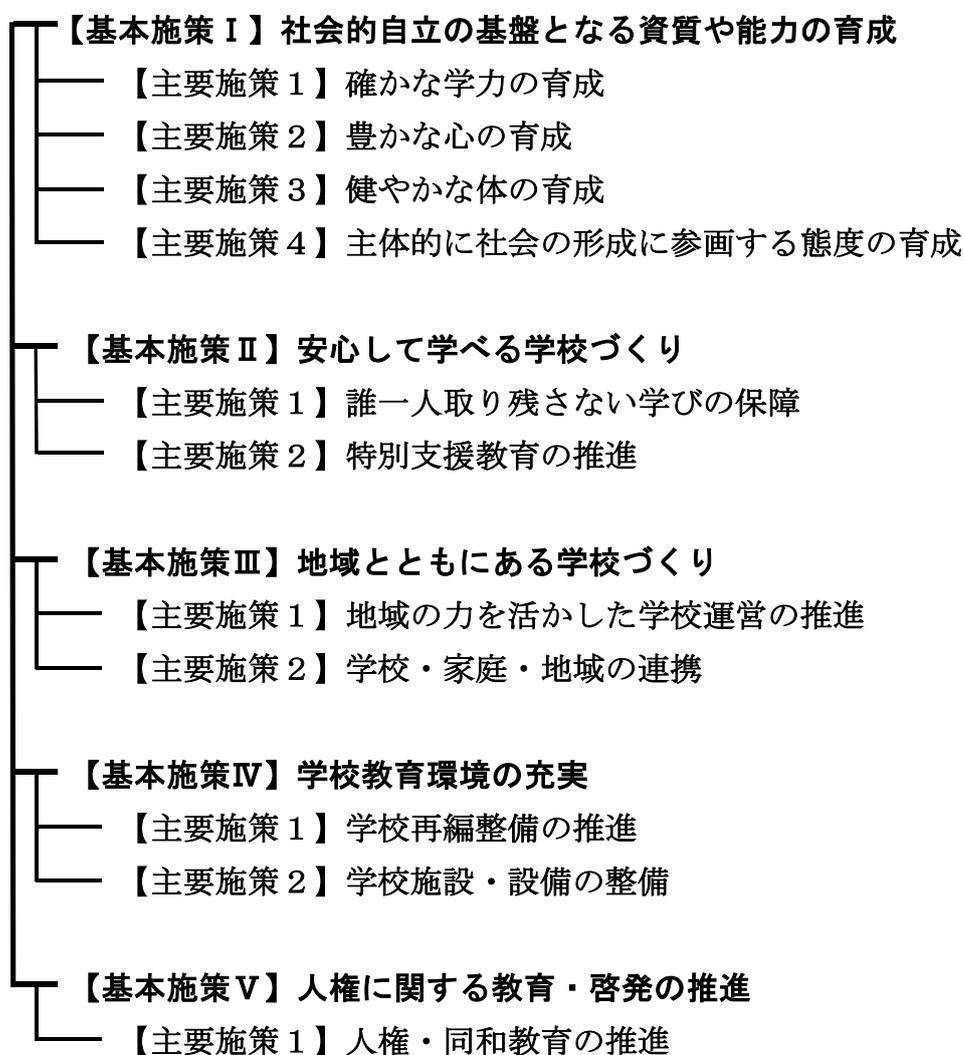
## 取り組む施策

基本理念及び基本目標の実現のため、次に掲げる施策に取り組んでいきます。

なお、これらの施策は、「まちづくり総合プラン」及び「教育大綱」に掲げる学校教育及び人権・同和教育に係る施策を踏まえています。

### 施策体系図

#### 【基本方針】 持続可能な社会を創る「おおむたっ子」の育成と 日本社会に根差したウェルビーイングの実現



※各主要施策の成果指標を 1 2 ページに示しています。

## 【基本施策Ⅰ】社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

### 【主要施策1】確かな学力の育成

児童生徒一人一人の学力の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等や、粘り強く学習に取り組む態度を育成します。また、ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

#### 【主な事業】

- 学力ブラッシュアップ推進事業
- きめ細かな学習指導充実事業
- 学校ICT活用推進事業
- 小中一貫教育推進事業

### 【主要施策2】豊かな心の育成

道徳教育やさまざまな体験活動、読書や鑑賞の活動などの充実を図り、規範意識や他人を思いやる心情、自然や文化を大切に思う心情や豊かな情操を育成します。

#### 【主な事業】

- 「思いやり・親切」応援隊子どもプロジェクト事業
- 読書活動推進事業

### **【主要施策3】 健やかな体の育成**

学校教育活動全体を通じて、保健教育、学校保健の充実を図るとともに、日常から運動に親しむ児童生徒の増加を図るなど、体力向上に向けた取組を進めます。また、地域や家庭との連携により、学校給食・食育の充実を図り、基本的な生活習慣が身に付いた心身ともにたくましい児童生徒を育成します。

#### **【主な事業】**

- 体力向上推進事業
- 食育推進事業

### **【主要施策4】 主体的に社会の形成に参画する態度の育成**

持続可能な社会の創り手として、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するとともに、社会の中での自分の役割を考え、社会的自立に向けて取り組む態度を育成します。

#### **【主な事業】**

- E S D推進事業
- キャリア教育支援事業

## 【基本施策Ⅱ】安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

### 【主要施策1】誰一人取り残さない学びの保障

いじめの未然防止等の対策を総合的に推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充や教育支援センターの運営など、不登校児童生徒等への支援を充実させます。また、就学援助の実施など、経済的困難を抱える保護者の支援に努めます。

#### 【主な事業】

- いじめ防止対策推進事業
- 教育相談充実事業
- ハートフルスクールプロジェクト推進事業
- 就学援助事業

### 【主要施策2】特別支援教育の推進

個別の教育支援計画・個別の指導計画の改善・充実に努めるなどにより、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた取組を進めます。また、特別支援教育支援員の配置など、一人一人の障害の状態に応じた具体的な支援を行います。

#### 【主な事業】

- 特別支援教育推進事業
- 特別支援学校医療的ケア事業

## 【基本施策Ⅲ】地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共育」と「響育」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

### 【主要施策 1】地域の力を活かした学校運営の推進

全ての中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層進めるとともに、中学校の部活動の地域との連携の支援など、地域の力を活かした学校運営を推進します。

#### 【主な事業】

- 小中一貫教育推進事業（再掲）
- 部活動地域移行支援事業

### 【主要施策 2】学校・家庭・地域の連携

大牟田地域教育力向上推進協議会との連携により、児童生徒の規範意識の育成や「共育」と「響育」の風土の醸成など、学校・家庭・地域の連携を推進します。

#### 【主な事業】

- 大牟田地域教育力向上推進協議会との連携
- 小中一貫教育推進事業（再掲）

## 【基本施策Ⅳ】 学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

### 【主要施策 1】 学校再編整備の推進

適正規模（適切な学級数）化と適正配置（適切な通学距離・時間等）による学校再編整備を進め、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことができるよう教育環境を整備します。

#### 【主な事業】

- 学校再編整備推進事業

### 【主要施策 2】 学校施設・設備の整備

教育環境向上と老朽化対策を一体的に進める学校施設の長寿命化改修等を行うとともに、空調設備の設置、トイレの洋式化、バリアフリー化などを進め、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びの実現に向けて取り組みます。

#### 【主な事業】

- 学校施設長寿命化改修事業
- 空調設備設置事業

## 【基本施策Ⅴ】人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

### 【主要施策1】人権・同和教育の推進

学校教育活動全体を通じて、人権尊重の視点を取り入れた教育を推進し、児童生徒に偏見や差別意識をなくす意欲と実践力を涵養し、人権が尊重される社会の基礎づくりを進めます。

また、人権・同和教育研究協議会等と連携しながら、広く市民を対象に、人権についての学習活動や啓発活動を推進し、人権が尊重される社会の形成を進めます。

#### 【主な事業】

- 人権・同和教育・啓発推進事業

## 主要施策の成果指標一覧

基本施策	主要施策	指標名	指標の概要	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
I 社会的自立の基盤となる資質や能力の育成	1 確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査の標準化得点(小・中)	全国学力・学習状況調査で毎年度実施される国語、算数(数学)の小・中それぞれの標準化得点(全国平均を100とする)	小の算数のみ達成	小の国・算、中の国・数での前年比上昇
	2 豊かな心の育成	児童生徒の規範意識	人の気持ちがわかる人間になりたいと答えた児童生徒の割合(小学5年生・中学2年生へのアンケート)	96.8%	95.0%(毎年度維持)
	3 健やかな体の育成	体力向上のための授業以外での取組実績	児童生徒の体力向上のため、授業以外での取組を実施した学校の割合	100%	100%(毎年度維持)
	4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成	学校や地域のために行動したいという生徒の割合	学校や地域のために何かをしてみたいと答えた生徒の割合(中学1~3年生へのアンケート)	82.6%	90.0%
II 安心して学べる学校づくり	1 誰一人取り残さない学びの保障	不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒のうち、専門家や専門機関の相談・指導等を受けている者の割合	—	80.0%
	2 特別支援教育の推進	特別支援教育支援員の配置効果	保護者・学校へのアンケートで、特別支援教育支援員の配置効果を認める割合	100%	100%(毎年度維持)
III 地域とともにある学校づくり	1 地域の力を活かした学校運営の推進	学校のニーズに合わせた部活動指導員の配置率	各中学校が希望する部に対して部活動指導員を配置した割合	—	100%
	2 学校・家庭・地域の連携	学校運営協議会の会議の開催実績	学校運営協議会(中学校区単位)の会議の年度当たりの開催回数	3回	3回
IV 学校教育環境の充実	1 学校再編整備の推進	教育環境向上の満足度	学校再編後の新校が開校したことについて肯定的に回答された割合(児童生徒、保護者、教職員へのアンケート)	88.4%(H30年度)	再編後の新校ごとに90.0%
	2 学校施設・設備の整備	校舎トイレの洋式化率	校舎トイレを洋式に改修した割合	70.8%	95.0%
V 人権に関する教育・啓発の推進	1 人権・同和教育の推進	大牟田市人権・同和教育カリキュラムの活用実績	大牟田市人権・同和教育カリキュラムを活用した授業研究会を実施した学校の割合	100%	100%(毎年度維持)

## 進捗管理

本プランの進捗管理に当たっては、総合計画「まちづくり総合プラン」及び「教育大綱」の推進との整合を図りながら、毎年度、成果指標の達成状況等について検証を行っていきます。また、重点的に取り組む事業等を定めた事業計画を毎年度策定するとともに、事業実施後の成果と課題を次年度の事業に生かしていきます。

具体的には、行政評価（総合計画の進捗管理）等との整合を図りながら、地教行法第26条に基づく事務の点検及び評価を行うことを通して、本プランの進捗管理を行っていきます。